

災害時の訓練取扱いについて

気象庁から特別警報が発令された場合、または台風接近等に伴い、暴風警報及び大雨警報が同時発令された場合の離職者訓練の取扱いについては、以下のとおりとなります。

1 休講となる基準について

大分市において、「**特別警報**」が発令中の場合、または「**暴風警報**と**大雨警報**」が同時発令中の場合は、休講（訓練は行わない）となります。

※暴風警報または大雨警報のいずれか一方のみ発令中である場合は、訓練を実施します。

2 休講の判断について

午前の訓練（9:15～12:00）は、**午前7時**の時点で判断いたします。

午後の訓練（13:00～15:35）は、**午前11時**の時点で判断いたします。

※ご自宅周辺の状況を十分確認したうえで、安全に通所されるようお願いするとともに、危険を感じる場合は、自宅にて安全が確認されるまで待機をお願いします。

3 警報の確認方法について

警報の発令情報については、テレビ、または気象庁のホームページにて確認できます。

(URL : <https://www.jma.go.jp/jp/warn>)

4 問い合わせ先等

上記内容によらない場合等、判断がつかない場合は、訓練課（097-529-8615）までお問い合わせください。

